

物価上昇率に基づく増額改定、保険証廃止の撤回を求め 7月20日、厚生労働副大臣交渉を行う！



年金者組合は20日、杉澤委員長が羽生田俊副大臣に「2023年度概算要求書」と「健康保険証廃止の撤回を求める要求書」を提出し交渉を行いました。

「2024年度の年金額改定は物価上昇率に基づく増額改定」に関しては、①年金受給者の生活実態を告発し②物価高騰下で、国民年金法第4条（年金額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない）に基づき、直ちに年金の増額改定を行うよう主張しました。

「年金を早期に国際基準の毎月支給にすること」については、①電気・ガス・水道など公共料金の支払いは毎月行われ②世界各国（カナダ・フランス・ポルトガル）は毎月支給、イギリスは毎週支給となっており③今年の社会保障審議会年金部会でも「年金支給間隔を2カ月に一度から1カ月単位に変更したらどうか」との意見が出されていることから、早急に毎月支給とするよう求めました。

「健康保険証廃止の撤回」については、①マイナンバーカードを巡って、コンビニでの住民票誤交付、「マイナ保険証」の情報登録の誤りに続き、公金受取口座とのひも付けでも誤登録が判明するなど、個人情報流出につながるトラブルが続出している②マイナ保険証は保険料を払っていても被保険者が申請しないと交付されない③代替措置の「資格確認書」の有効期限は1年で、毎年申請が必要④申請しない、できない人は保険診療へのアクセスができず、憲法25条に基づく医療を受ける権利が侵害され、国民皆保険制度の基盤が崩される⑤地方議会でも保険証廃止の中止を求める意見書が相次いで可決されている、⑥世論調査でも「延期・中止」が7割を超え、「保険証の廃止・見直しを求めていることから、これまで通り、紙の保険証を存続するよう強く求めました。

応じた羽生田俊副大臣は、年金引き上げについては「低年金者には支援給付金を支給している」のでご理解願いたい。毎月支給については「IT化が進めば事務的負担が軽減される。検討する気持ちはある」と回答。保険証の廃止撤回については、「今は保険証があるので持っていていただきたい」「トラブルの不手際はありますが現在自治体に総点検を指示している。データの漏洩はあってはならない。また、起きないように改善していく」と答えました。日本共産党の倉林明子参院議員が同席しました。